省　　令

○経済産業省国土交通省令第五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十七条第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（第八条―第十一条）」を「第二章　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の促進のために誘導すべき基準（第八条・第九条）　第三章　建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（第十条―第十三条）」に改める。

第一条第一項第一号中「第八条第一号」を「第十条第一号」に改め、同項第二号中「第八条第二号」を「第十条第二号」に改める。

第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第三項及び第四項、第五条第一項、第三項及び第四項、第六条並びに第七条中「に規定する」を「の」に改める。

第十一条中「第八条第三号ロ(2)に規定する」を「第十条第三号ロ(2)の」に、「第九条」を「第十一条」に改め、第二章中同条を第十三条とする。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二号ロ」を「第十条第二号ロ」に、「に規定する」を「の」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「に規定する」を「の」に改め、同条を第十一条とし、第八条第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ(2)中「に規定する」を「の」に改め、同条を第十条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

（住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

第八条　法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　住宅事業建築主が平成三十二年度以降に新築する一戸建ての住宅が、第一条第一項第二号イに適合するものであること。

二　住宅事業建築主が各年度に新築する一戸建ての住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する一戸建ての住宅の住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。）の合計を超えないこと。

（住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量）

第九条　住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　住宅事業建築主が平成三十一年度までに新築する一戸建ての住宅　次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

$$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times 0.9+E_M\}\times 10^{-3}$$

本条において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SH}　第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SC}　第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SW}　第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

二　住宅事業建築主が平成三十二年度以降に新築する一戸建ての住宅　次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

$$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times 0.85+E_M\}\times 10^{-3}$$

附則第三条第一項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「第八条」を「第十条」に改める。

附則第四条第二項中「第十条」を「第十二条」に改め、同条第三項中「第八条」を「第十条」に改める。

別表中「別表（第八条関係）」を「別表（第十条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

2　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三十三中「基準省令第８条」を「基準省令第10条」に改める。